

「テロ等準備罪」= 「共謀罪」

あかんやる!

大阪弁護士会がみなさまの疑問にお答えします!

名前を変えても
レッドカード!



大阪弁護士会

おしえて！ 大阪弁護士会！



東京オリンピック・パラリンピック開催のために、「テロ等準備罪」って法律を新たに作るって聞いたんですけど、どんな内容ですか？

2人以上が犯罪の計画を相談(共謀)して、その後に準備行為ってのがあったら、計画された犯罪がほんまに実行されなくても、その相談(共謀)自体を罰しようって法律です。これまで3回も廃案になった共謀罪が名前を変えただけやね。

(※解説1)



政府は「組織的犯罪集団」だけが対象で、私たちみたいな一般人は関係ないって説明してるんですけど。

「組織的犯罪集団」というのもっともらしいけど、政府は一般の団体でも活動内容によっては組織的犯罪集団になると説明してる。でも、その具体的基準がさっぱり分からへん。だから、結局は、取り締まる側の判断でどんどん「組織的犯罪集団」の範囲が広がる危険性があるんや。



せやけど、一般人は犯罪の相談(共謀)なんかせえへんから、私たちには関係のない法律でしょ？



昔の治安維持法も、一般の人には関係ないと政府から説明があつて、それで法律ができたんやけど、できたら、結果的に色んな団体、色んな人が処罰されたんや。だから、自分には関係ない、なんて思ってたら

アカンねん。

1925年5月8日
東京朝日新聞



政府は何らかの準備行為がないと処罰しないと言ってますけど。

準備行為いうても、ATMでお金を引き出すとか、そんなごく日常的な、犯罪に関係ないと思われることまで準備行為とされるねんで。



ちょっと心配になってきたけど、でも、やっぱり、テロを防ごうと思ったら、それくらいのことをせなあかんのんちやいますの？

(猫がしゃべった…！)

そんなことない。今でも、**テロ関係の条約を13本も批准している**し、それに対応する法律がいっぱいあんなん。(※ 解説2)



政府は、テロリストがハイジャックする目的で航空券を予約する行為は今の法律では対応できひん、**共謀罪が必要**やと説明してますけど、違うんですか？



違う、違う。今でもハイジャックを処罰する法律があって、それで、取り締まることができるんや。法律の本にもちゃんと書いてある。

(※ 解説3)



テロ対策の条約を締結するために共謀罪が必要やという説明も聞いたことあるんですけど。



政府が言うてる条約はテロ対策目的の条約とちがう。それから、前は条約を締結するには600以上の共謀罪が必要だと国会で答弁してたのに、最近になってもっと絞ります、絞れますと言い出してる。バナナのたたき売りちゃうで。そこからして、おかしいやろ。

(※ 解説4)



政府の説明はええ加減なんですね。



そうや。なんでテロ等準備罪があるんか、政府はちゃんと説明できてない。刑法の学者の先生も、テロ等準備罪なんかなくても問題もないし、そんな法律できたら危険やって言うてはる。



共謀罪ができたら、どんなことになるんやろ。



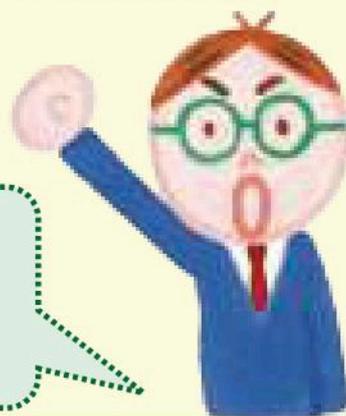
相談(共謀)段階で取り締まろうと思たら、そこら中に監視の目を光らさなあかん。つまり、電話やメールが日常的にチェックされるということや。そうなると、自由におしゃべりしたりメールしたりすることもできひん。そんな世の中でええんやろか？共謀罪を作ることの方が、テロ対策よりずっと怖いんちゃうかあ。



共謀罪が「テロ等準備罪」に名前を変えても、やっぱりこわいんですねえ。



そうやねん。政府は耳障りにいいことばかり言っているけど、ほんまに危険や。だから、こんな法案、アカン。絶対通したらアカン。





ちょっと詳しい解説のページ



共謀罪は、市民団体、労働団体、弁護士会などから、広くかつ強く反対され、これまで、2003年、2005年、2009年と3回も廃案になっています。



日本の刑法では、内乱予備陰謀罪、外患に関する予備陰謀罪、私戦予備陰謀罪、殺人予備罪、強盗予備罪、放火予備罪、身代金目的誘拐予備罪、凶器準備集合罪などが既に定められており、新たな立法

をしなくても、予備・陰謀段階からの規制が可能となっています。

また、テロ対策を含む特別法規について、爆発物取締罰則、化学兵器、サリン、航空機の強取、銃砲刀剣類所持等取締法など、未遂以前の共謀や予備の段階からの処罰が可能となっています。

さらに、いわゆるテロ資金提供処罰法が制定され、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が武器を購入するために資金を集めたり、そのような者を援助する目的で資金を提供したりする行為だけでなく、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で「土地、建物、物品、役務」を提供した場合も処罰の対象とされています。処罰対象者は、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に直接利益を提供する協力者だけでなく、そのような者を間接的に支援する協力者も含まれています。

核物質によるテロ犯罪について予備段階から処罰可能とする法律も制定されています。

2017年1月27日に書き換えられましたが、それまで外務省のHPでは、「国連その他の国際機関では、これまでに13本のテロ防止関連諸条約が作成され、(中略)我が国は、2015年8月現在、下記の13条約の締結を完了しました。」と記載され、日本はテロ対策の国際条約を全て締結し、対応し

5 ていると説明していました。



解説 3

政府は、国会で、現行法上適確に対処できないと考えられるテロ事案として、「テロ組織が複数の飛行機を乗っ取って高層ビルに突撃させるテロを計画した上、例えば、搭乗予定の航空機の航空券を予約した場合」を挙げています。しかし、航空機の強取等の処罰に関する法律では、予備行為も処罰対象としており、同法の解説本では、ハイジャック目的での航空券の購入や空港へ向かう行為自体が予備行為に該当し、処罰の対象となるとされています。

さらに、政府は、「テロ組織が殺傷能力の高い化学薬品を製造し、これを用いて同時多発的に一般市民の大量殺人を行うことを計画した上、例えば、殺傷能力の高い化学薬品の原料の一部を入手した場合」も現行法で対処できないと説明していますが、この事案は、殺人罪の予備行為として、現行法で処罰可能と考えられます。

解説 4

政府がいう条約は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（略称「国連越境組織犯罪防止条約」「パレルモ条約」「TOC条約」）のことですが、これはマフィア対策の条約で、経済的利益を追求する国際的な組織犯罪を防止することを目的としています。したがって、そもそもテロ対策を目的とはしていません。解説2で説明したとおり、外務省の以前のHPでは、「国連その他の国際機関では、これまで13本のテロ防止関連諸条約が作成され」と記載されていましたが、そこにはTOC条約は含まれていません。

また、同条約では、長期4年以上の懲役刑・禁固刑に該当する罪を「重大な犯罪」として処罰するように求めています。共謀罪を新設すると、新たに676もの犯罪が、共謀罪の対象になると言われています。政府は、これまで、TOC条約どおりに共謀罪を新設する必要があると答弁してきましたが、最近の報道では、300ぐらいの犯罪にまで減らすと言われています。そうすると、「条約の締結には共謀罪が必要だ」と説明してきた政府の答弁が、根拠のなかったこととなります。



もう一度
よく考えよう！



「テロ等準備罪」＝「共謀罪」は本当に必要か、よく考える必要があります。ちょっと立ち止まって、この法案のことを考えてみませんか？

日弁連、全国弁護士会の共謀罪に対する考えや取組みについては、「日弁連は共謀罪に反対します」ホームページをご覧ください。

詳しくはこちらまで

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/complicity.html>



大阪弁護士会では、共謀罪について学習をしたい団体・グループ・学校・自治体などに弁護士の講師を派遣しています(無料)。弁護士と一緒に共謀罪を学んでみませんか？まずはお気軽にお問合せください



大阪弁護士会

大阪弁護士会

大阪弁護士会



〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 TEL 06-6364-1681 (司法課)